

## 川崎市営住宅等敷地内放置自動車処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市営住宅等敷地内（以下「敷地内」という。）を適正に管理するために、敷地内に放置されている自動車又は原動機付自転車（以下「放置自動車」という。）の撤去に関し適正な処理について必要な事項を定め、良好な環境の維持を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 川崎市営住宅等 川崎市営住宅、川崎市特定公共賃貸住宅をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (3) 原動機付自転車 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 放置 敷地内に許可なく、不法に相当な期間置かれていることをいう。
- (5) 放置自動車 敷地内に放置されている自動車又は原動機付自転車をいう。
- (6) 所有者等 放置自動車の所有者又は使用者をいう。
- (7) 廃物 相当な期間置かれている物件で本来の用に供することが困難な状況であること等を認定したものをいう。

(現地調査)

第3条 敷地内において放置された自動車若しくは原動機付自転車を発見したとき又は通報があったときは、まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長（以下「市営住宅管理課長」という）は、速やかに現地調査を行う。その際に、次の事項を行う。

- (1) 当該自動車又は原動機付自転車の状況が確認できる写真を撮る。
  - (2) 登録番号標、車台番号等を確認する。
- 2 当該自動車又は原動機付自転車のドア等の開閉ができる場合においては、車内を調査し所有者等が推定できる書類等の有無を確認する。なお、この調査で発見された有価物については遺失物として扱う。
- 3 調査後、確認できた内容を記載した放置自動車調書（第1号様式）を作成する。  
なお、当該自動車又は原動機付自転車についての経過や対処については調書に記載し保管する。

(警告書の貼付)

第4条 市営住宅管理課長は、発見から概ね7日以上放置されていると認められるときは放置自動車と認定し、所有者等に対し当該物件の撤去を促す警告書（第2号様式）を当該放置自動車に貼付する。

(所有者等の調査)

第5条 市営住宅管理課長は、第3条により作成した放置自動車調書により、次のとおり所有者等の調査を行う。

- (1) 所轄警察署長に当該放置自動車の犯罪性の有無について照会（第3号様式）を行う。
  - (2) 関東運輸局神奈川運輸支局長等に所有者等の照会等（第4号様式）を行う。
- 2 市営住宅管理課長は、前項の調査の結果、当該放置自動車に犯罪性が認められたときは、所轄警察署長の指示に従う。
- 3 市営住宅管理課長は、第1項の調査により所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し撤去

命令書（第5号様式）により当該放置自動車の撤去を命ずることができる。

（所有者等情報のない放置自動車の取扱い）

第6条 市営住宅管理課長は、登録番号標等がないため所有者等の調査を行えない放置自動車について、前条第1項により犯罪性がないときは、放置自動車調書に処理状況を記載し、当該放置自動車に期日までに処分する旨の撤去通告書（第6号様式）を貼付し、写真を撮り、保管する。

（火災処理）

第7条 火災により破損した放置自動車については所轄警察署とその処理について協議を行う。

（公告等）

第8条 市営住宅管理課長は、第5条第1項により調査及び照会をした結果、所有者等が判明しない、かつ、犯罪性がないときは、第6条の手続きを行う。

2 市営住宅管理課長は、第6条又は前項の報告をもとに当該放置自動車を14日後に処分する旨の公告の手続きを行う。

（廃物認定）

第9条 市営住宅管理課長は、所有者等が判明しない放置自動車について、別途川崎市放置自動車対策連絡協議会設置要綱第2条（5）で定めた廃物認定基準に基づき廃物認定を行う。

（処分）

第10条 市営住宅管理課長は、第9条の規定に基づき廃物認定された放置自動車の撤去及び処理を川崎市住宅供給公社（以下「公社」という。）に放置自動車引渡書（第7号様式）により、その撤去及び処理を委託する。ただし、市営住宅管理課長が必要と判断する場合については、前条の廃物認定後、所有者等の調査を行い所有者等が判明したときは適正な処理を行う。

2 公社は、撤去及び処理後、当該放置自動車の撤去状況の写真を添付して、市営住宅管理課長に報告する。

（管理の特例）

第11条 別表の左欄に掲げる規定は、条例第34条第1項の規定により川崎市住宅供給公社が条例第3条第1項に規定する市営公営住宅又はその同条第5号に規定する共同施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、同表のとおりとする。

（その他）

第12条 市営河原町住宅敷地内の放置自動車については、この要綱を準用し、市営住宅管理課長及び社団法人神奈川県土地建物保全協会との協議により処理するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

（関係要領の廃止）

2 川崎市営住宅等敷地内放置自動車撤去等事務取扱要領（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 制定後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に現地調査を行った放置自動車から適用し、施行日前に現地調査を行った放置自動車については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長（以下「市営住宅管理課長」という）	川崎市住宅供給公社理事長
第4条、第6条、第8条、第9条、第12条	市営住宅管理課長	川崎市住宅供給公社理事長
第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条	市営住宅管理課長	市長
第10条	川崎市住宅供給公社（以下「公社」という。）	川崎市住宅供給公社理事長
第10条第2項	公社	川崎市住宅供給公社理事長
第3条第3項	放置自動車調書（第1号様式）	放置自動車に係る調書
第3条第3項	調書	放置自動車に係る調書
第4条	警告書（第2号様式）	警告する書面
第5条、第6条	放置自動車調書	放置自動車に係る調書
第5条第4項	撤去命令書（第5号様式）	撤去を命ずる書面
第6条	撤去通告書（第6号様式）	撤去を通告する書面